

平成26年度 所定疾患施設療養費 算定実績

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価される事となりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、毎年度、実施状況を報告してまいります。

<条件>

- 1 肺炎等により治療が必要になったご利用者様に対し、投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に算定します。

(連続する7日を限度とし、月1回に限ります)

- 2 対象となるご利用者様の状態は次のとおりです。

肺炎、尿路感染症、带状疱疹

(带状疱疹は、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限りま)

- 3 算定する場合、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等をカルテ等に記載します。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

公表に当たっては、前年度の当該加算の算定状況を報告します。

平成26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	1	2	2	4	1	2	7	2	1	5	1	2	30
日数	1	9	7	20	1	5	34	6	2	26	1	8	120

平和台アバンセ 事務部